神海貨公示第６号

公示送達

　下記の事業者につき、内航海運業法第17条第１項第２号の規定に基づき内航海運業の登録を取り消すこととなったので公示する。

神戸運輸監理部海事振興部貨物・港運課にて取消通知書を保管してあるので、対象事業者は出頭の上交付を受けること。なお、令和７年５月７日までに交付を受けなかった場合は、当該通知が到達したものとみなす。

記

１．事業者名及び登録番号

　　有限会社新明海運　（神Ｒ１３６２）

　　晃和建設株式会社　（神Ｒ１１２２）

　　栄神海運建設株式会社　（神Ｒ１１２１）

２．根拠となる法令の条項

　　内航海運業法第17条第１項第２号

３．原因となる事実

　　内航海運業法に定める総トン数又は長さの船舶を所有していないこと。

４．登録を取り消した日

　　令和７年３月31日

以上

令和７年４月21日

神戸運輸監理部長